

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○土地改良事業の施行に同意した件	六四	○土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件	六四
○土地改良法により換地計画を適当と決定した件	六四	○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	六四
○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	六四	○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	六四
○漁業災害補償法による届出に係る特定第二号漁業者の同意について規定する要件に適合すると認める件二件	六四	○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	六四
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	六四	○落札者を決定した件二件	六四
○特定非営利活動法人の設立の認証	六四	福 島 県 警 察 本 部	六四
		○一般競争入札を行う件	六四
		正 誤	六四
		○平成二十年七月十一日付け号外第四十八号中	六五
		○平成二十一年七月十四日付け号外第四十四号中	六五

## 告 示

### 福島県告示第六百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項で準用する同法第十条第一項の規定により、本宮市が前田地区に係る農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業(基盤整備)を行うことについて、平成二十一年十月十五日同意した。

平成二十一年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

### 福島県告示第六百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条で準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、安齋正三ほか六人が共同して行っている西勝内地区区画整理事業に係る換地計画について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十一年十月二十六日から  
同 年十一月十六日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
二本松市役所

(農地管理課)

### 福島県告示第六百五十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患者又は疑似患者となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十一年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患者及び疑似患者の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患者	一頭	相馬郡	平成二十一年十月一日	再検査

(畜産課)

### 福島県告示第六百五十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十五条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による発起人新妻敦ほか一名からの平成二十一年九月二十四日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十一年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県告示第六百五十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人吉田勝男ほか一名からの平成二十一年九月二十四日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十一年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

（水産課）

（水産課）

福島県告示第六百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十一年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称 会津美里町
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 会津都市計画下水道事業（会津美里町公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 平成九年七月四日
- 四 事業施行期間 平成九年七月四日から平成二十五年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 平成十七年福島県告示第六〇三号の事業地に大沼郡会津美里町字本郷入口道上甲、字黒川、字上村西道上、字上村西道下、町字本郷北、字宗願町、字上村南及び字仲塚甲の全部の区域を加える。

同事業地に大沼郡会津美里町字惣印南、字御用地、字黒川内、字惣印東、字家東甲及び字上村東の各一部の区域を加える。

同事業地のうち大沼郡会津美里町字御用地跡甲、字築場上甲、字思堀、字思堀向、字真々川甲及び字中道下甲の各一部の区域を全部の区域に変更する。

同事業地のうち大沼郡会津美里町字新用地、字道西甲、字本郷甲及び字向川原甲の各一部の区域を変更する。

使用の部分 変更なし。

（下水道課）

公 告

公告第五百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十月九日
- 二 名称 特定非営利活動法人あい一番
- 三 代表者の氏名 須貝 一男
- 四 主たる事務所の所在地 福島県いわき市泉町二丁目七番地の二十二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、「誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らし続けることができる地域社会」をめざして、利用者の求める・利用者のためのユニバーサルな福祉サービスを提供し、障がいがあっても高齢になっても、誰もが住み慣れた地域で生涯に亘って心豊かに暮らすことができ、誰でも・いつでも・気軽にあいさつを交わし、励ましあい・支えあい・助けあいができる、「ふれあいと共助の地域社会」の実現に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

平成二十一年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

清算法人郡山市日和田土地改良区

就任した清算人

役別 氏名

清算人 橋本 武治

同 黒澤 大吉

同 鈴木 一二

同 鈴木 綱一

同 石井 清

同 遠藤 一彌

同 渡邊 昇

同 鈴木 顯

同 村田 一夫

住所

郡山市日和田町梅沢字新屋敷一一七番地

市日和田町字宮ノ入一一番地の三

市喜久田町早稲原字町一〇二番地

市日和田町八丁目字仲頃二〇番地

市日和田町字馬番山一五番地の一

市日和田町字高倉一七番地

市日和田町高倉字南田山二九番地の九

市日和田町八丁目字馬番坦五番地の三八

同 鈴木 孝三 同 市日和田町八丁目字門前六六番地の一  
 同 橋本 喜芳 同 市日和田町梅沢字新屋敷二三番地  
 同 増子 章雄 同 市日和田町岩井一番地の四九  
 同 白井 金夫 同 市日和田町字大沼三番地の六  
 同 中野 光廣 同 市日和田町高倉字藤垣一番地の一七  
 同 戸崎 喜昭 同 市日和田町鶴見垣四〇番一〇号地  
 同 遠藤 光清 同 市喜久田町早稲原字大谷地一七三番地  
 同 大内 彦美 同 市日和田町八丁目字根岸四四番地

(農村計画課)

公告第五百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。  
 平成二十一年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

郡山市田母神土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 須藤 隆志 郡山市田村町田母神字新屋敷六番地

(農村計画課)

公告第五百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
 平成二十一年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

泉崎村土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 小林日出夫 西白河郡泉崎村大字太田川字二ツ堂六一番地一

(農村計画課)

公告第五百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画特別用途地区の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
 平成二十一年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

(都市計画課)

公告第562号

WT〇に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。  
 平成21年10月23日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 除雪グラレータI (3.7m級) 1台

(2) 除雪グラレータII (3.7m級、アングリング付) 1台

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

平成21年10月2日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3

(2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3

5 落札金額

(1) 1の(1)に掲げる物品等 23,415,000円

(2) 1の(2)に掲げる物品等 23,257,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成21年9月1日

(入札用度課)

公告第563号

WT〇に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成21年10月23日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
除雪トラック（7t級） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成21年10月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日産ディーゼルトラックス株式会社 東京都江東区東雲2丁目2番43号
- 5 落札金額  
43,050,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成21年9月1日

(入札用度課)

### 福島県警察本部

#### 福島県警察本部公告第44号

外部ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年10月23日

福島県警察本部長 松本光弘

- 1 入札に付する事項  
(1) 借入物品の名称及び数量 外部ネットワークシステム機器（8拠点）一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 平成21年12月1日から平成26年11月30日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名

停止を受けていない者であること。

(3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

(5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年10月30日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年11月5日（木）午後1時30分 福島県警察本部本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年七月十一日付け号外第四十八号中

四	上	一〇七	平成二十年法律第八十七号	平成二十年法律第 号
---	---	-----	--------------	------------

○平成二十一年七月十四日付け号外第四十四号中

一	下	後ろから一三	「国の職員となり」を「国家公務員(常時勤務に服することを要する者に限る。以下同じ。）」となり」に、「及び国の職員」を「及び国家公務員」	「国の職員」を「国家公務員(常時勤務に服することを要する者に限る。以下同じ。）」
---	---	--------	---	--